

西宮市都市交通会議会議運営規程（案）

平成 25 年 1 月 26 日制定

（趣旨）

第 1 条 この規程は、西宮市都市交通会議規約（以下「規約」という。）第 9 条第 7 項の規定に基づき、西宮市都市交通会議（以下「交通会議」という。）の議事及び会議運営に関し必要な事項を定める。

（招集）

第 2 条 会長は、会議を招集しようとするときは、開催日の 1 週間前までに、開催の日時、場所、議案その他必要事項を委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（出欠の届出）

第 3 条 委員は、事前に出欠の有無を会長に届け出るものとする。

（代理出席）

第 4 条 規約第 5 条第 2 項第 3 号から第 9 号に定める委員が、やむを得ず欠席する場合は、その所属する団体の代理の者が出席し、議決権を行使することができる。

（会議録の調製）

第 5 条 議長は、会議録を調製し、次に掲げる事項を記録する。

- (1) 会議の開催日時及び場所
- (2) 出席した委員等の氏名
- (3) 会議の内容
- (4) その他会議において必要と認めた事項

2 会議録には、議長及び議長が指名した 1 人の委員が署名する。

（会議録等の公開）

第 6 条 会議録及び会議資料は、原則として公開とする。ただし、規約第 9 条第 4 項ただし書きの規定により、非公開とされた部分については、非公開とすることができる。

2 前項に規定する公開に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

（傍聴）

第 7 条 傍聴を希望する者は、規約第 9 条第 4 項のただし書きの規定により会議が非公開とされた場合を除き、会議を傍聴することができる。

2 会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

（その他）

第 8 条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(附 則)

この規約は、平成 2 5 年 1 月 2 6 日から施行する。